

死亡災害が多発しています！



令和6年6月5日現在、大阪府下における死亡災害は**10件**ですが、うち**4件**が当署管内で発生しています。

業種、事故の型等様々ではありますが、いずれの災害も**基本的な設備対策**や**基本動作を徹底していただく**ことで防げた災害ばかりとなっています。

現在、全国安全週間の準備期間中ですので、これを契機とし、今一度職場の総点検を実施していただきますようお願いします。

番号	発生日	業種	年齢	性別	職種	事故の型	発生状況の概要
1	1月	道路貨物 運送業	51 歳	男	荷役 作業員	崩壊・倒 壊	倉庫内にて、高さ3.6mの高さに上げられたフォークリフトの爪に差し込まれたパレット上で重量1tのフレコンバッグに被災者が挟まれていた。
2	3月	鋳物業	47 歳	男	作業員	はさま れ・巻き 込まれ	被災者は、当該事業場で鋳物の砂型の解体作業に従事していた。解体後の砂型の砂を粉碎するシェイクアウトマシンから、排出される砂を運ぶベルトコンベアのプーリー部に左腕及び左胸部を挟まれた。
3	6月	商業	60 歳	男	作業員	激突さ れ	被災者が、客先事業場敷地内にて再生資源の回収作業を行っていたところ、同僚が運転するフォークリフトに背後から激突され、フォークリフトのアタッチメントと建屋柱に挟まれた。
4	6月	その他の 各種事業	55 歳	男	作業員	交通事 故	被災者が、高速道路を自動車で行く中、前方で停車していたタンクローリーに追突したものの。

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全

今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会



第97回 全国安全週間 実施要綱 (抜粋)

目的

産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、
広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること

スローガン

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

準備期間・実施期間に行う事項

準備期間： 6月1日～6月30日

- ・ 日常の職場安全の総点検を行う



実施のための
重点事項を☑チェック！

実施期間： 7月1日～7月7日

- ・ 経営トップが安全への所信表明をする等、安全意識を高揚する
- ・ 安全パトロールを実施し、職場を総点検する
- ・ 安全旗の掲揚、スローガン等の掲示により自社の安全活動等を社会に発信する
- ・ 労働者の家族へ職場の安全に関する文書を送付する等、家族に協力を呼び掛ける
- ・ 緊急時の訓練を実施する
- ・ 「安全の日」の設定など、全国安全週間にふさわしい行事を実施する

継続的に実施する重点事項

1 安全衛生活動の推進

☑ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動
- ・ KY（危険予知）活動
- ・ ヒヤリ・ハット事例の共有

☑ リスクアセスメントの実施

- ・ 機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ 化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

☑ 年間の安全衛生計画の策定、安全作業マニュアルの整備

☑ 効果的な安全衛生教育の実施等

- ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施
- ・ 雇入れ時教育の徹底



継続的に実施する重点事項

2 業種横断的な労働災害防止対策

- ☑ **作業行動に起因する労働災害防止対策**
通路のバリアフリー化、運動習慣化の推進
- ☑ **高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置、母国語教育
- ☑ **交通労働災害防止対策**
適正な労働時間管理等の走行管理、災害事例等を活用した交通安全意識の啓発
- ☑ **熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）**
水分・塩分の積極的摂取の徹底、作業管理者・労働者に対する教育
- ☑ **業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
安全衛生経費の確保等、請負人等の安全衛生の配慮



3 業種の特性に応じた労働災害防止対策

第3次産業

- 1 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- 2 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- 3 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- 4 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- 5 パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

建設業

- 1 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置
- 2 足場点検の確実な実施、原則本足場の使用、手すり先行工法の積極的採用
- 3 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- 4 元請による統括安全衛生管理、関係請負人への指導の実施
- 5 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- 6 輻輳工事における適正な施工計画作成・計画に基づく工事実施
- 7 複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による、工事エリア別協議組織の設置

陸上貨物運送業

- 1 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- 2 荷主等の施設管理における作業場所の整備
- 3 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- 4 歩行者立入禁止エリアの設定等、フォークリフトの労働災害防止対策の実施
- 5 トラックの逸走防止措置の実施
- 6 トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

製造業

- 1 はさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- 2 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- 3 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- 4 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- 5 「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施